

○はしがき i 頁 3 行目「6 月 4 日公布」を「6 月 2 日公布」と訂正する。

○目次 x 頁の末尾に以下の情報を追加する。

【平成 17 年民法（債権関係）改正に関する文献】

日本司法書士連合会編『民法（債権関係）改正と司法書士実務』（民事法研究会，2017/7）

日本弁護士連合会編『実務解説 改正債権法』（弘文堂，2017/7）

高須順一編著『Q&A ポイント整理 改正債権法』（弘文堂，2017/7）

潮見佳男『民法（債権関係）改正法の概要』（きんざい，2017/8）

潮見佳男ほか編『Before/After 民法改正』（弘文堂，2017/9）

山本敬三『民法の基礎から学ぶ 民法改正』（岩波書店，2017/9）

大村敦志＝道垣内弘人編『解説 民法（債権法）改正のポイント』（有斐閣，2017/10）

○7 頁図表 I-2 の 3 段落目・右から 1 列目（Ⅲ時効制度，改正民法（主な条文））の末尾に「，724，724 の 2」を追加する。

○9 頁 7 行目の「…10 年間」の後に以下の文章を追加する。

（ただし，②の「10 年間」は，人の生命または身体の侵害による損害賠償請求権の場合には「20 年間」となる）

○9 頁 13 行目の「…人の生または…」を「…人の生命または…」と修正する。

○107 頁 15 行目～25 行目「改正民法は，…（民法 443①\*）とした。」を，以下の文章と置き換える。

しかし，**改正民法**は，中間試案の提案を採用せず，基本的に改正前民法 443 条を維持しつつ，事前通知と事後通知の双方について，他に連帯債務者があることを知っていたこと（悪意）を通知義務の要件とした。まず，事前通知に関しては，連帯債務者の 1 人が「**他の連帯債務者があることを知りながら**」（悪意），この者に通知せずに弁済・相殺等によって共同の免責を得た場合，他の連帯債務者は債権者に対抗できる事由を，その負担部分に

ついて、事前通知しなかった悪意の連帯債務者に対抗することができる（民法 443①前段\*）。これは、事前通知せずに弁済等をした連帯債務者が、他に連帯債務者があることを知らなかったという**善意の抗弁**を認めるものである（善意であれば過失の有無を問わないので、他の連帯債務者の有無についての調査義務は負わないと解される）。一方、他の債務者があることを知りながら事前通知せずに相殺した連帯債務者は、他の連帯債務者の対抗を受けたときは、相殺によって消滅すべきであった反対債務の履行を債権者に請求できる（民法 443①後段\*）。

事後通知に関しても、弁済等の共同の免責を得た連帯債務者が、**他に連帯債務者があることを知りながら（悪意）**、その通知を怠ったために、他の連帯債務者が善意で弁済等の免責を得るための行為をしたときは、当該他の連帯債務者は、その行為を有効とみなすことができる（民法 443②\*）。その際、当該他の連帯債務者が、先に弁済等をした連帯債務者に通知したこと（前記中試 16.4(2)。委員会方針【3.1.6.18】〈2〉但書に遡る）は要件とされなかった。これについては解釈論に委ねられている（判例は、当該他の連帯債務者が弁済その他の免責を得る行為をするに先立ち、他の連帯債務者に通知することを怠った場合は、先に弁済等をした連帯債務者に対し、民法 443 条 2 項によって自己の免責行為を有効であるとみなすことはできないとする。★最判昭和 57 年 12 月 17 民集 36 卷 12 号 2399 頁）。

○152 頁の末尾に、以下の文章を追加する。

。これは、共同保証人の 1 人が弁済した場合に、法定代位を認めつつ、その上限が共同保証人間の求償権の範囲（民法 465）に制限されることを明確にしたものであり、法定代位の有無をめぐる論争に決着をつけたものである。

○225 頁 16 行目の後に、改行して以下の文章を追加する。

結果的に、改正民法は、危険負担に関して、以下のルールを置くことになった。

①履行不能（原始的不能・後発的不能の双方を含む）の場合における債権者の履行請求権の否定、債務者の履行拒絶権の肯定（民法 412 の 2\*）

②債務者の責めに帰することができない事由（帰責不能事由）による債務不履行によって生じた損害に対する債権者の損害賠償請求権の否定（民法 415①ただし書\*）

③債務者の履行遅滞中および債権者の受領遅滞中に、当事者双方の責めに帰することが

できない事由によって生じた履行不能の責任（損害賠償請求権の発生〔民法 415①\*〕、反対給付請求権の消滅〔民法 536②本〕、解除権の否定〔民法 543\*〕等）の肯定（民法 413 の 2①・②\*）

④双務契約における

⑤売買契約における

（民法 562,

○240 頁 10 行目「ここでは,」に代えて, 以下の文章を挿入する。

このうち, ①買主が「その不適合を知った時」とは, 改正前民法 566 条 3 項の「事実を知った時」に関する判例——買主が売主に対して解除や損害賠償請求等の売主の「責任を追究し得る程度に確実な事実関係を認識した時」（★最判平成 13 年 2 月 22 日裁判所時報 1286 号 1 頁。したがって, 権利関係について争いがあったり, 売主が不明のときは, 1 年の期間は起算されない）——のように厳格に解釈することは求められず, 契約の内容に適合しないことの認識で足りると解される。これは, ②買主がとるべき行動として, 不適合を知った時から 1 年以内に「通知」すればよく, 改正前民法 566 条 3 項のように解除や損害賠償請求という権利行使——判例は裁判外の権利行使で足りるが, 瑕疵の内容, 損害額, その算定根拠を具体的かつ明確に告げる必要があると解した（★最判平成 4 年 10 月 20 日民集 46 卷 7 号 1129 頁）——までは求められていないからである。したがって, 「通知」に際しては, 損害額やその算定根拠まで通知する必要はないであろう（部会資料 75A, 24 頁参照）。この期間は除斥期間であり, 消滅時効の援用・完成猶予・更新に関する規定（民法 145 条\*~154 条\*）は適用されないと解される。もっとも, 買主の追完請求権等の権利が目的物の引渡時から進行する消滅時効に服すること（★最判平成 13 年 11 月 27 日民集 55 卷 6 号 1311 頁）は妨げられないと解される。このような

○240 頁 14 行目の末尾に, 以下の文章を挿入する。

こうして, 売主の担保責任が瑕疵担保責任から契約不適合責任に修正されたものの, 期間制限に関しては, 債権一般の消滅時効のほか, 目的物の種類・品質の契約不適合を知った時から 1 年以内に通知しなければならない旨の特別の期間制限が維持された。

○241 頁 12 行目の後に, 改行して以下の文章を追加する。

⑦ 売主の担保責任の免責特約

改正前民法 572 条は、担保責任を負わない旨の特約につき、原則としてその有効性を認める。ただし、①売主が知りながら告げなかった事実、および②売主が自ら第三者のために設定した権利（地上権等）または第三者に譲り渡した権利（所有権等）については、免責されないとした。中間試案は、これについて改正提案をしなかった（ちなみに、請負人の担保責任の免責特約については、改正提案をしたが、最終的に採用されなかった。289 頁参照）。その結果、改正民法 572 条は、瑕疵担保責任から契約不適合責任への変更に伴う字句の修正を行ったのみで、改正前民法 572 条を実質的に維持した。すなわち、売主は、引き渡された目的物の種類・品質・数量に関する契約不適合（民法 562 本文\*に規定する場合）または売主が買主に移転した権利の契約不適合（民法 565\*に規定する場合）につき、免責特約がされたときであっても、①売主が知りながら買主に告げなかった事実、および②売主が自ら第三者のために設定した権利または第三者に譲り渡した権利については、免責されない。

○275 頁 2 行目の末尾に以下の文章を追加する。

その結果、改正民法 600 条は 2 項（前記中間試案の提案②による）を新規に付加し、賃借人の用法違反による賃貸人の損害賠償請求権の消滅時効期間がたとえ目的物返還前に満了しても、返還時から 1 年間は時効の完成を猶予した。返還を受けるまで目的物の損害状況を正確には知りえない賃貸人が、返還後に賃借人の用法違反を発見することもありうるからである。

○282 頁 18 行目「…とした。」の後に以下の文章を追加する。

改正民法 600 条は 2 項（前記中間試案の提案②による）を新規に追加し、借主の用法違反による貸主の損害賠償請求権の消滅時効期間がたとえ目的物返還前に満了しても、返還時から 1 年間は時効の完成を猶予するものとした。返還を受けるまで目的物の損害状況を正確には知りえない貸主が、返還後に借主の用法違反を発見することもありうるからである。

○317 頁 13 行目「の責め帰する…」を「の責めに帰する…」と修正する。